

市民税・県民税の申告

📞 税務課市民税係 ☎ 30-6140 📠 22-3052

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。期間前でも受付できますので、早めに申告をお済ませください。

※彦根市ホームページの「彦根市役所の窓口混雑状況 (QRコード)」で申告会場の混雑状況をご確認いただけます。



●所得税および復興特別所得税（以下、所得税）の確定申告（11ページをご覧ください）をする人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

●年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、税務署開設の申告会場（商工会議所4階）で申告をお願いします。

- ▶ 所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶ 譲渡所得（株式譲渡、不動産譲渡など）がある人
- ▶ 青色申告をする人、事業収入が多額である人
- ▶ 初めて事業所得を申告する人
- ▶ 税務署から申告書が送付された人
- ▶ 住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人
- ▶ 準確定申告（お亡くなりになった人の申告）をする人
- ▶ 過年分の申告（令和2年以前の申告）をする人
- ▶ 相続年金の支払いがあった人
- ▶ 災害などによる損害に係る雑損控除を受ける人

事前に作成が必要なもの

- ▶ 【営業・農業・不動産所得がある場合】収支内訳書
- ▶ 【医療費控除を受ける場合】医療費控除の明細書

申告に必要なもの

- ▶ 「申告のご案内」
- ▶ 令和3年中の所得が明らかになる書類（源泉徴収票、支払調書など）
- ▶ 営業・農業・不動産所得の収支内訳書
- ▶ 所得控除の対象となるものに関する書類（医療費控除の明細書、雑損控除の対象となる各種領収書など、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など）
- ▶ 配偶者（特別）控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できる書類など
- ▶ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- ▶ マイナンバー本人確認書類

- 手指の消毒・マスクの着用をお願いします。
- 筆記用具や計算器具などではできる限りお持ちください。
- 会場内の三密を回避するため、入場制限を行う場合や、受付を早めに終了する場合があります。

<申告受付日程>

月 日	会 場	受付時間
2月22日(火) 2月24日(木) 3月1日(火) 3月2日(水)	みずほ文化センター	9:00~12:00 13:00~16:00
3月9日(水)	高宮地域文化センター	9:00~12:00 13:00~16:00
3月11日(金)	鳥居本地区公民館	13:00~16:00

※上記会場にご来場の際は、スリッパをお持ちいただきますよう、ご協力をお願いします。

月 日	会 場	受付時間
2月16日(水) ~ 3月15日(火)	税 務 課 申 告 会 場 (市役所本庁舎1階)	9:00~12:00 13:00~16:00
<p>※税務課申告会場では、2月22日(火)、同24日(木)、3月1日(火)、同2日(水)、同9日(水)は実施しませんので、他の会場をご利用ください。 ※土・日曜日、祝日は受付できません。 ※受付時間(9:00)より前に受付することはできません。</p>		

郵送での申告にご協力ください

彦根市ホームページの「市県民税申告書作成および来年度税額の試算コーナー (QRコード)」で、画面の案内に従って金額などを入力すると申告書が作成できます。作成した申告書と添付資料を郵送で提出いただければ、申告会場へお越しいただく必要はありません。



一部の高齢者は障害者控除が受けられます

一部の高齢者は、市民税・県民税や所得税の障害者控除が受けられます。認定条件など詳しくは、20ページをご確認ください。

所得税の確定申告

📞 彦根税務署（立花町）☎ 22-7640 【自動音声案内】

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付するしくみになっています。

確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることがあります。

申告書作成・提出会場は彦根商工会議所4階

🕒 2月16日(水)~3月15日(火) (土・日曜日・祝日を除く) 9:00~16:00

📍 彦根商工会議所4階(中央町)

※彦根税務署には申告書作成会場はありません。

※会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。

※入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

※会場の混雑状況により、早めに相談受付を終了することがあります。

※彦根税務署では、作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の交付のみを行います。

医療費控除の領収書は提出不要

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書に代わり、医療費控除の明細書の添付が必要になりました。※医療費控除の明細書を添付して申告した場合、領収書は5年間保存してください。

【ご注意ください!】ふるさと納税をされた人へ

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出された人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。住宅ローン控除や医療費控除などで確定申告を行う際は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

添付資料・住民税に関する事項

源泉徴収票などの第三者作成書類は、添付を省略し、確定申告書に内訳を記載することとなりました。住民税に関する事項欄を含め記入漏れがないよう、ご注意ください。記入がない場合、住民税の計算で控除などの適用が受けられない場合があります。

申告書の作成は国税庁ホームページで

スマートフォン・パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅での確定申告「e-Tax」をご利用ください



(e-Taxで申告するには、「マイナンバーカード」または「IDとパスワード」が必要です) ▲確定申告書等作成コーナー

作成した申告書を印刷して郵送することも可能です。確定申告をe-Taxで行う方法は下のQRコードをご覧ください。



◀確定申告をe-Taxで行う方法

問い合わせはチャットボットまたは電話で

▶困った時は税務相談チャットボットにご相談ください。聞きたいことを入力すると、「税務職員ふたば」がお答えします! (QRコード)



▶確定申告書等作成コーナーの操作などに関してお困りの際は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎ 0570-01-5901) へご連絡ください。

▶税務署 (☎ 22-7640) に電話し、音声案内に従って相談内容に応じた番号を選択してください。

【確定申告に関する相談】 0番

【税金に関する一般的な相談】 1番

【税金の納付相談・税務署からの送付文書に関する問い合わせ】 2番

【消費税の軽減税率制度に関する相談】 3番

【新型コロナウイルス感染症に関する特例猶予の相談】 4番



申告会場での新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。